千葉市消防局・中央消防署ほか１４施設

自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

１　委託名

千葉市消防局・中央消防署ほか１４施設自家用電気工作物保安管理業務委託

２　委託場所

千葉市中央区長洲１－２－１ほか１４か所

３　委託期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

４　委託対象電気工作物の概要

千葉市消防局・中央消防署ほか１４施設自家用電気工作物保安管理業務委託契約仕様書第２条のとおり

５　趣旨

千葉市消防局・中央消防署ほか１４施設自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）４の委託対象電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、これをもって契約の適正な履行の確保を図るものである。

６　用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「発注者」とは、千葉市長　をいう。

（２）「受注者」とは、仕様書１の業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した会社等の電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。

（３）「保安業務従事者」とは、電気保安法人の委託契約承認申請に係る事業場（以下、「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者をいう。

（４）「保安業務担当者」とは、保安業務従事者であって申請事業場を担当する者をいう。

（５）「契約書」とは、千葉市消防局・中央消防署ほか１４施設自家用電気工作物保安管理業務委託契約書をいう。

７　経営の状況等

（１）電気保安管理業務契約状況

受注者は、電気保安管理業務において契約している換算係数〔経済産業省告示第２４９号第３条（平成１５年７月１日）による〕と契約対象電気工作物の換算係数の総和（以下、「持ち口数」という。）が３３点未満であること。

（２）実績及び入札参加資格

受注者は、電気事業法施行規則第５２条第２項及び第５２条の２第２項の法人とし

て、経済産業省関東東北産業保安監督部長に届出ていること、かつ、千葉市委託入札参加資格を有すること。

8　提供する役務の品質保証

（1）法人における品質保証

ア　受注者は、点検、試験、事故処理、相談等の提供する役務について、電気事業法施行規則第５２条の２第２号ニに規定されるマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

イ　受注者は、電気事業法施行規則第５２条の２第２号イに規程する要件を満足する資格を有し、かつ、電気保安法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

ウ　受注者は、保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

エ　保安業務担当者と保安業務従事者は、指揮命令関係にあって点検・報告等の業務分担を明確となっていること。

（2）本人確認

発注者は、受注者の電気管理技術者又は保安業務従事者等と面接を行い、本人であることの確認を行う。

（3）連絡責任者

発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、必要な事項を受注者と連絡･協議する責任者を選任すること。

（4）損害賠償能力

受注者は、この契約の実施にあたって、故意又は過失による発注者又は第三者に与えるおそれがある損害（発注者又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。

9　業務の内容等

（1）保安管理業務の内容

受注者は、発注者の保安規程に基づいて業務を実施するものとし､その具体的な実施基準は別紙３「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。

（2）自家用電気工作物を運用した訓練の立会

発注者が､別途計画する震災時等対応訓練を実施し､非常用発電機を運用する際は､不測に事態に備えて、立会をするものとする。

なお、実施日及び内容に関しては、別途発注者と受注者で事前に協議するものとする。

（3）実施者の確認

受注者は、点検を行う際（但し、緊急を除く。）には､契約書に明記されている保安業務担当者等であることを示す身分証明書により本人であることを発注者に明らかにすること。

（4）緊急時の協力体制

ア　受注者は、契約対象施設が防災施設であることを踏まえ、電気事故等に備え、緊急時における宿直・連絡・応動等の協力体制について明確にすること。

イ　停電等の重大な電気事故、故障等の場合であって千葉市から出向要請を受けた場合、夜間・休日を問わず、原則として１時間以内に対象とする事業場に到着できる体制を確保すること。さらに、台風等の災害が予め予測される場合は、対策本部等を設置するとともに増員体制を執り、発注者との連絡を密に行うこと。

ウ　上記イの対応が可能な電気主任技術者を、事業所毎に２名ずつ選任すること。

（５）業務実施のあたっての留意事項

ア　消防庁舎及び施設に支障をきたさないよう努めること。また､停電作業点検において、作業手順書（養生書等）を作成するとともに市監督員と協議のうえ実施すること。

イ　点検作業は、平日の執務時間内に行うことを原則とする。但し、発注者が指示したときはこの限りではない。

ウ　点検中、受注者の責に起因して当該施設及び他の施設に故障等を発生させた時は、直ちに市監督員に報告するとともに、速やかに復旧対応を施すこと。

１０　安全管理

（１）安全確保

業務の実施にあたっては､労働安全衛生規則、電気事業法等の関係法令を遵守し安全の確保に努めなければならない。

（２）単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は、高所作業を行う場合は、安全確保の観点から必ず操作並びに確認者・監視者を置き複数による作業を実施すること。

（３）保護具、防護具の着用

受注者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を着用しなければならない。(労働安全衛生規則第３４２,３４３条)そのために必要な防護具、保護具を常備するとともに定期的（６ヶ月に１回以上）に耐圧試験を実施しその絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。(労働安全衛生規則第３５１条)

また、その記録について発注者の求めがあった時は、直ちに開示しなければならない。

（４）労働災害保険の加入

受注者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。

１１　機械器具の管理

（１）機械器具の保有

受注者は、平成１５年　経済産業省令第８０号、電気事業法施行規則第５２条の２第１号ハ、第２号ロ、経済産業省告示第２４９号（平成１５年７月１日）第２条に規定された機械器具を保有しなければならない。

（２）測定器の校正・誤差試験

受注者が使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は、国家基準（計量法等）を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

ア　交流電圧計

イ　交流電流計

ウ　絶縁抵抗計

エ　接地抵抗計

（３）校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は１年未満とし、受注者はその試験結果における記録を台帳管理するとともに、発注者の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。また、合格品には、校正試験合格ステッカー等を貼付けるとともに、その中に実施日を明示すること。

１２　保安教育

発注者の職員等に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、発注者から講習会等の要請を受けた場合、受注者の主催で講習会を開催すること。

１３　報告事項等

（１）着手届

受注者は、契約締結後直ちに着手届を提出すること。

（２）事前承諾書類及び業務実施計画届出書

受注者は、あらかじめ発注者に対し、次の書類を提出してその承諾を受けること。（変更があった場合も同様とする。）

ア　主任技術者（保安業務担当者）、保安業務従事者の氏名及び仕様書７の資格等に関する書類の写し

イ　電気保安管理業務契約状況調書

ウ　緊急時協力体制

エ　保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の契約書

オ　所有機械器具一覧表（校正・誤差試験記録含む。）

カ　所有機械保護具、防護具一覧表（耐圧試験記録含む。）

キ　損害賠償保険に加入している場合は、その保険証券の写し

ク　労働災害総合保険に加入している場合は、その保険証券の写し

ケ　法人にあたっては、次に掲げる書類

①　実績証明書

②　マネジメントシステム文書（社内規約等）

③　指揮命令体制及び業務分担表

④　保安業務従事者が法人の従業員である証明書（健康保険証等）

コ　業務実施計画届出書（保安規程及び保安管理業務の細目及び基準に基づく点検等に関する年間実施計画書）は、年間計画書として作成するとともに契約後速やかに、発注者に提出し、承諾を得ること。

（３）点検記録等

受注者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、発注者と受注者双方において３年間保存するものとする。

（４）改善措置

受注者より改善措置に関する指導・意見があった場合は、発注者と受注者協議のうえ速やかに改善措置を行うこと。

１４　費用の負担

（１）業務を行うために要する費用のうち、次のもの以外は全て受注者の負担とする。

ア　小改修工事において取替等が必要となる機材、部品

（２）国への届出に関する費用は、受注者の負担とする。

１５　その他

（１）受注者は、業務の実施にあたっては公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって業務を実施すること。

（２）経済産業省関東東北産業保安監督部長への申請・届出

受注者は、契約期間の開始の日から速やかに受注者の責において、官庁届出等の手続き書類を作成し、関東東北産業保安監督部長に保安管理業務外部委託承認申請書及び保安規程届出書を提出することとする。（電気事業法第４２条第１項、電気事業法施行規則第５２条第２項）

（３）千葉市消防局・中央消防署の建物については、設備管理者が常駐しているため、緊急時に備え以下の作業用品を受注者の負担において配置する。

ア　高圧検電器

イ　高圧用ゴム手袋（全長４０ｃｍ程度・サイズM程度）

ウ　絶縁ゴム長靴（２６ｃｍ程度）